平成２６年（フ）第３１号
大津市馬場２丁目11番17号404号室
破産者　株式会社ＯＣＳ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
大津市錦織３丁目15番31号
破産者　株式会社青壱
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
滋賀県守山市岡町156番地11　サンアクセス岡103号、前住所大津市坂本７丁目19番２号
破産者　創作三昧多可田こと　高田　浩光
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
京都市上京区七本松通今出川上ル片原町513、商業登記簿上の本店所在地京都市北区衣笠西尊上院町１番地８
破産者　株式会社Ｒｅａｌ―Ｋ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
京都市中京区柳馬場通二条上る６丁目270番地
破産者　中﨑不動産株式会社
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
京都市上京区烏丸通り鞍馬口下ル上御霊仲町457番地の10
破産者　株式会社フューチュア・ファンクション
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
岡山市東区浅川71番地４
破産者　崎塩　和彦
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４２５号
埼玉県白岡市小久喜144番地12
破産者　橋本　行雄
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
埼玉県比企郡嵐山町大字古里910番地６
破産者　安藤　元久
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６２号
埼玉県熊谷市新堀746番地３
破産者　柴﨑　清一
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６３号
埼玉県熊谷市市ノ坪429番地２
破産者　柴崎　清吾
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５３２号
静岡県島田市高島町16番26号、開始決定時住所静岡県焼津市小土1299―４　ティアラ三番館202
破産者　遠藤　　真
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６４号
奈良県橿原市内膳町４―８―31、開始決定時の住所大阪府豊中市柴原町２丁目14番５―103号
破産者　トラストコーポレーションこと　長岡　武
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
大阪府泉大津市寿町２番15号
破産者　志賀　　修
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
大阪府泉佐野市長滝1224番地の２　クライマーコーポヒロ204号室、住民票上の住所大阪府貝塚市津田北町14番11号
破産者　佐野　芳継
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地29棟103号
破産者　新納　信男
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
兵庫県明石市大久保町わかば３番６号　102号
破産者　明石マシンツールこと　宮内　雅裕
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
兵庫県明石市大久保町わかば３番６号　102号
破産者　宮内　睦美
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県明石市大久保町高丘６丁目11番地の10
破産者　成元　直規
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係